

財産承継の成功事例を知るニュースレター

NEWSLETTER

2024.10. Vol.176

財産承継 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『自筆証書遺言の検認手続きサポート、遺産整理業務』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 榮一朗事務所
Change&Revival 株式会社
代表 銚立 榮一朗

事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引士
ビジネス法務エキスパート®

1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：子育て、キャンプ、釣り

<ごあいさつ>

こんにちは。
財産承継コンサルタント／行政書士の銚立です。

行政書士の業務の一つに、契約書等の作成があります。

直近でご依頼があったのが、

- ・地主様と借地人様との間の土地賃貸借契約書の作成
 - ・親子間の金銭消費貸借契約書の作成
 - ・親子間の債務弁済誓約書の作成
 - ・親子間の不動産使用貸借契約書の作成
- など。

地元のお客様が、Google マップで当事務所を見つけて、契約書等の作成を依頼されるケースが増えているようです。

<サポート事例>

『自筆証書遺言の検認手続きサポート、遺産整理業務』

★この事例のポイント

- 「私のすべての財産は妻にその権利を譲る」と記載された自筆証書遺言
- 関係各所にこの遺言で相続手続きが可能か照会
- 検認手続き後、預金解約手続き、相続登記を実施

ご主人が亡くなられ、相続手続きでお困りになっていたE.M様（81歳）。

取引先信用金庫の職員様からのご紹介で、面談をしたところ、相続人は、E.M様の他に、ご主人の弟・妹様と姪様らがいらっしゃるとのこと。

また、ご主人は、自筆証書遺言を残されていらっしゃいました。

通常、遺言書には、誰それに「相続させる」や「遺贈する」という文言を使用します。ですが、その自筆証書遺言には「私のすべての財産は妻にその権利を譲る」と記載されていました。

この「すべての財産の権利を譲る」という文言の遺言書で、預金の解約手続きや相続登記が可能なのか？

確認が必要と思われたため、当事務所では、預金の解約については各金融機関、登記に関してはパートナー司法書士を通じて法務局に手続きが可能かどうかを照会。

つづき↓

いずれも問題なく手続きが可能との回答を得たため、自筆証書遺言の検認手続きをサポート。

検認手続き後に遺産整理業務を受任し、各金融機関の預金解約手続きを実施、パートナー司法書士と連携して相続登記をサポートさせていただきました。

<お客様の声>

■「「今後も何かあればいつでも連絡してください」と言っていたので、とても安心しました」
(東京都中野区 E.M様 81歳)

——当初、どのようなことでお困りだったのですか？

最初、本当に何も分からなくて困っていました。

手続きのこともそうですが、夫名義の財産がどれくらいあるのか私が把握していなかったのです。

下の弟が、「僕がやるよ」と言ってくれたのですが、弟は広島に住んでいるし、(相続する)金額も少なくないし、そんなことできないよと。

——何がきっかけで、当事務所のことを知りましたか？

このままではちょっとまずいんじゃないかな、と思って、信金さんに相談したら、「銚立さんがいいんじゃないか」と紹介して下さいました。

——何が決め手となって、業務を依頼しましたか？

信金さんの紹介なら間違いない、と思って依頼しました。

50年もお付き合いがありますから。これまでも親身になってくれたので。

——実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

夫の財産があんなにあったとは知らなかったです。

他の相続人との関係も、上手く行って良かったです。

相続税の申告についても、良い税理士さんと連携してやっていただきました。

——どんな人が当事務所を活用すると良いと思いますか？

お友達に相続ですごく苦労した人がいるんです。

少々経済的に余裕があれば、専門家に一任した方が良いと思います。私も楽をさせてもらいました。

それと、後々のこともあるじゃないですか。「今後も何かあればいつでも連絡してください」と言っていたので、とても安心しました。

<編集後記>

契約中の月極駐車場の管理会社から、突然2か月先の解約の申し入れがあり、慌てて新たな駐車場を探し始めました。周辺の気になっていた駐車場の管理会社に片っ端から電話するも、どこも契約中で空きは無し、ふと、今ままでノーマークだった近所の駐車場に管理会社の看板を発見。連絡してみると空きがあり、無事契約することができました。灯台下暗しとは、正にこのことですね。

行政書士 銚立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の「ハッピーな将来を実現する」お手伝いしております。

<主要業務>

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買 家族信託
成年後見 貸地・借地 家庭の資金繰りサポート

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許可申請 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎社内研修、顧客向け講演会・セミナー等の講師

についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っている
- 経営の問題で困っている
- お客様の問題解決の支援をしたい

お気軽に
ご連絡ください!

行政書士
銚立榮一朗事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE
Change&Revival 株式会社
宅地建物取引業免許 東京都知事(3)第94647号

〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <https://www.hokodate-jimusyo.com> >> **銚立 事務所** **検索**

ネットからも本紙を
見ることができます。

詳しくはこちら →



または、「サポート通信オンライン」で検索
<https://hokodate-jimusyo.com/news.html>

* 送付先の変更をご希望の場合は、お気軽に当事務所までご一報ください!